

『経済財政運営と改革の基本方針2020』、  
『成長戦略(2020年)』及び  
『規制改革実施計画』の概要について

### 第2章 国民の生命・生活・雇用・事業を守り抜く

#### 1. 感染症拡大への対応と経済活動の段階的引上げ－「ウィズコロナ」の経済戦略

##### (1) 医療提供体制等の強化

(略) 今後インフルエンザの流行期と感染の波が重なることも予測される中、仮に国内で感染者数や発熱患者等疑い患者が急増した場合でも十分に対応できるよう、検査体制とともに医療提供体制を強化していく。このため、医療提供体制については、都道府県とも連携しつつ、疑い患者も含め病床を確保し、必要に応じ専用の病院や病棟の設置を推進する。また、これらの医療機関に対して、今般の診療報酬の引上げ、病床確保・設備整備に対する補助を通じて支援するとともに、それ以外の医療機関・薬局に対しても、感染拡大防止のための支援、移植医療等の維持推進、危機対応融資の拡充など当面の資金繰りの支援を着実に実施する。G-M I S により、空床状況や人工呼吸器等の保有・稼働状況・人材募集状況など医療提供状況を一元的かつ即座に把握し、「医療のお仕事Key-Net」を通じて人材確保を図るとともに、都道府県等にも情報提供し、迅速な患者の受入調整等にも活用する。また、医療現場で必要となる感染防護具や医療機材、医薬品原薬等の確保・備蓄、国内生産体制の整備を進める。宿泊療養施設を確保するとともに、その運営に必要な支援を引き続き行う。

### 第2章 国民の生命・生活・雇用・事業を守り抜く

#### 4. 「新たな日常」を支える包摂的な社会の実現

##### (1) 「新たな日常」に向けた社会保障の構築

現下の情勢を踏まえ、当面の最重要課題として、感染症の影響を踏まえ、新規感染者数の増大に十分対応することができる医療提供体制に向けて万全の準備を進めておく必要がある。また、検査体制の強化、保健所の体制強化及びクラスター対策の強化等に取り組むとともに、外出自粛下において再認識された日々の健康管理の重要性を踏まえ、エビデンスに基づく予防・健康づくり、重症化予防の取組もより一層推進する。

今般の感染症に係る施策の実施状況等の分析・評価を踏まえつつ、その重要性が再認識された以下の取組をより一層推進する。今般の診療報酬等の対応、病床・宿泊療養施設の確保状況、情報の利活用等の在り方を検証し、より迅速・柔軟に対応できる医療提供体制を再構築する。骨太方針2018、骨太方針2019等の内容に沿って、社会保障制度の基盤強化を着実に進め、人生100年時代に対応した社会保障制度を構築し、世界に冠たる国民皆保険・皆年金の維持、そして持続可能なものとして次世代への継承を目指す。

##### ① 「新たな日常」に対応した医療提供体制の構築等

###### (柔軟かつ持続可能な医療提供体制の構築)

感染症の次の大きな波も見据え、今までの経験で明らかになった医療提供体制等の課題に早急に対応する。都道府県が、二次医療圏間の病床や検査能力等の把握と必要な調整を円滑に行えるようにするとともに、医療機関間での医療従事者協力等を調整できる仕組みを構築する。加えて、都道府県間を超えた病床や医療機器の利用、医療関係者の配置等を厚生労働大臣が調整する仕組みを構築する。累次の診療報酬上の特例的な対応や新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金等による対策の効果を踏まえつつ、患者が安心して医療を受けられるよう、引き続き、医療機関・薬局の経営状況等も把握し、必要な対応を検討し、実施する。また、本年の薬価調査を踏まえて行う2021年度の薬価改定については、骨太方針2018等の内容に新型コロナウイルス感染症による影響も勘案して、十分に検討し、決定する。

感染症への対応の視点も含めて、質が高く効率的で持続可能な医療提供体制の整備を進めるため、可能な限り早期に工程の具体化を図る。その際、地域医療構想調整会議における議論の活性化を図るとともに、データに基づく医療ニーズを踏まえ、都道府県が適切なガバナンスの下、医療機能の分化・連携を推進する。

病院と診療所の機能分化・連携等を推進しつつ、かかりつけ機能の在り方を踏まえながら、かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬剤師の普及を進める。

### 第2章 国民の生命・生活・雇用・事業を守り抜く

#### 4. 「新たな日常」を支える包摂的な社会の実現

##### (1) 「新たな日常」に向けた社会保障の構築

##### ① 「新たな日常」に対応した医療提供体制の構築等

(医療・介護分野におけるデータ利活用等の推進)

感染症、災害、救急等の対応に万全を期すためにも、医療・介護分野におけるデータ利活用やオンライン化を加速し、P H Rの拡充も含めたデータヘルス改革を推進する。

被保険者番号の個人単位化とオンライン資格確認の導入のための「保健医療データプラットフォーム」を2020年度に本格運用を開始するとともに、患者の保健医療情報を患者本人や全国の医療機関等で確認できる仕組みに関し、特定健診情報は2020年度中に、レセプトに基づく薬剤情報については2021年中に稼働させ、さらに手術等の情報についても2022年中に稼働させる。それ以外のデータ項目については、情報連携の必要性や費用対効果等を検証しつつ、技術動向等を踏まえ、2020年中を目途にデータヘルス改革に関する工程を具体化する。医療分野の個人情報保護と利活用の推進策を検討する。保険者のデータヘルス計画の標準化等の取組を推進する。本年3月の「審査支払機関改革における今後の取組」等に基づき、審査支払システムや業務を整合的かつ効率的に機能させる等の改革を着実に進める。科学的介護・栄養の取組を一層推進する。

オンライン診療等の時限的措置の効果や課題等の検証について、受診者を含めた関係者の意見を聞きエビデンスを見える化しつつ、オンライン診療や電子処方箋の発行に要するシステムの普及促進を含め、実施の際の適切なルールを検討する。電子処方箋について、既存の仕組みを効率的に活用しつつ、2022年夏を目途に運用を開始する。医師による遠隔健康相談について、既存事業の検証を行いつつ、効果的な活用を図る。

A Iを活用した医療機器の開発や、医薬品等の開発の促進に資する薬事規制の体制の整備・合理化を進める。

感染症の下、介護・障害福祉分野の人手不足に対応するとともに、対面以外の手段をできる限り活用する観点から、生産性向上に重点的に取り組む。ケアプランへのA I活用を推進するとともに、介護ロボット等の導入について、効果検証によるエビデンスを踏まえ、次期介護報酬改定で人員配置の見直しも含め後押しすることを検討する。介護予防サービス等におけるリモート活用、文書の簡素化・標準化・I C T化の取組を加速させる。医療・介護分野のデータのデジタル化と国際標準化を着実に推進する。

## 第2章 国民の生命・生活・雇用・事業を守り抜く

### 4. 「新たな日常」を支える包摂的な社会の実現

#### (1) 「新たな日常」に向けた社会保障の構築

#### ② 「新たな日常」に対応した予防・健康づくり、重症化予防の推進

「新たな日常」に対応するため、熱中症対策に取り組むとともに糖尿病、循環器病などの生活習慣病や慢性腎臓病の予防・重症化予防を多職種連携により一層推進する。新たな技術を活用した血液検査などの実用化を含め、負荷の低い健診に向けた健診内容の見直し・簡素化等を前倒しするとともに、オンラインでの健康相談の活用を推進する。

かかりつけ医等が患者の社会生活面の課題にも目を向け、地域社会における様々な支援へとつなげる取組についてモデル事業を実施する。

細菌性やウイルス性の疾患の予防という観点も含め、口腔の健康と全身の健康の関連性を更に検証し、エビデンスの国民への適切な情報提供、生涯を通じた歯科健診、フレイル対策・重症化予防にもつながる歯科医師、歯科衛生士による歯科口腔保健の充実、歯科医療専門職間、医科歯科、介護、障害福祉関係機関との連携を推進し、歯科保健医療提供体制の構築と強化に取り組む。

一般用医薬品等の普及などによるセルフメディケーションを推進する。

全ゲノム解析等実行計画を着実に推進し、治療法のない患者に新たな個別化医療を提供するべく、産官学の関係者が幅広く分析・活用できる体制整備を進める。

## 6. 個別分野の取組 (2) 新たに講ずべき具体的施策 vi) 疾病・介護の予防

### ①人生100年時代を見据えた健康づくり、疾病・介護予防の推進

#### ウ) 疾病の早期発見に向けた取組の強化

- ・ がんの早期発見・早期治療の仕組みを確立し、5年生存率の劇的な改善を達成するため、難治性がん等について、リキッドバイオプシー等、血液や唾液等による簡便で低侵襲な検査方法や治療法の開発を推進する。また、ナッジ理論等を活用した検診受診率向上に向けた取組の影響分析を行う。リスクに応じた検診については、2019年度に得た結論を踏まえ、実現に資する科学的根拠の集積を推進する。

## 6. 個別分野の取組 (2) 新たに講ずべき具体的施策 vii) 次世代ヘルスケア

### ①技術革新等を活用した効果的・効率的な医療・福祉サービスの確保

#### ア) 健康・医療・介護サービス提供の基盤となるデータ利活用の推進

(医療機関等における健康・医療情報の連携・活用)

- ・ レセプトに基づく薬剤情報や特定健診情報といった患者の保健医療情報を全国の医療機関等が確認できる仕組みについては、2021年3月から特定健診等情報、10月から薬剤情報を確認できるようにする。さらに、手術の情報など対象となる情報を拡大し、2022年夏を目途に確認できるようにする。
- ・ 医療情報化支援基金の活用等により、技術動向を踏まえた電子カルテの標準化や中小規模の医療機関を含めた電子カルテの導入を促進するため、2020年度中に具体的な方策について結論を得る。

## 6. 個別分野の取組 (2) 新たに講ずべき具体的施策 vii) 次世代ヘルスケア

### ①技術革新等を活用した効果的・効率的な医療・福祉サービスの確保

#### ア) 健康・医療・介護サービス提供の基盤となるデータ利活用の推進

(健康・医療・介護情報のビッグデータとしての活用)

- ・ 「健康・医療戦略」(令和2年3月27日閣議決定)を踏まえ、次世代医療基盤法の下、広報・啓発による国民の理解増進と幅広い主体による医療分野の研究開発への匿名加工医療情報の利活用を推進する。

## 6. 個別分野の取組 (2) 新たに講ずべき具体的施策 vii) 次世代ヘルスケア ①技術革新等を活用した効果的・効率的な医療・福祉サービスの確保

### イ) ICT、ロボット、AI等の医療・介護現場での技術活用の促進 (オンライン医療の推進)

- ・ 関係学会や事業者等とも協力し、オンライン診療の安全性・有効性に係るデータの収集、事例の実態把握を進めるとともに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた時限的措置の検証を行い、それらの結果等に基づき、オンライン診療の適切な実施に向けたガイドラインを定期的に見直す。

## 6. 個別分野の取組 (2) 新たに講ずべき具体的施策 vii) 次世代ヘルスケア ①技術革新等を活用した効果的・効率的な医療・福祉サービスの確保

### ウ) 医療・介護現場の組織改革や経営の大規模化・協働化 (書類削減、業務効率化、多様な人材の活用)

- ・ 医師等の働き方改革を進めるため、労務管理の徹底やタスクシフティング等の推進、医師の労働時間短縮等の業務効率化に資するICT等の活用方策の横展開等により、医療機関のマネジメント改革を推進する。また、医療機関を検索できる医療情報ネットの抜本的な見直し、緊急時の相談ダイヤルの周知・啓発、先進・優良事例の横展開等個人の行動変容につながる取組を強化する。

## 7. 地域のインフラ維持と中小企業・小規模事業者の生産性向上 (2) 新たに講ずべき具体的施策 iv) 国家戦略特区の推進 ②「新たな生活様式」に対応した規制改革の推進

### ア) オンライン診療に係る時限的・特例的措置の継続的实施等

- ・ 新型コロナウイルス感染症を想定した「新しい生活様式」の定着を図る中で明らかになった具体的なニーズや課題を踏まえた上で、毎冬課題となる季節性インフルエンザの初診からの対応も含め、令和2年4月10日付厚生労働省事務連絡の取扱いのうち医療の現場に定着すべき所要の措置について、新型コロナウイルス感染症の状況も踏まえつつ、2020年内を一つの目途として検討を行う。

# 規制改革実施計画（令和2年7月17日 閣議決定）（主な医療関係箇所抜粋）①

## II 分野別実施事項 4. 医療・介護分野 (2)医療・介護関係職のタスクシフト

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期
1	看護師の専門性の更なる発揮に向けた取組	<p>a 「特定行為に係る看護師の研修制度」について、チーム医療の推進と働き方改革の観点で設定された「2024 年度までにパッケージ研修修了者数1万人」の目標の達成に向けて、パッケージ研修の対象となる5領域に従事する看護師や、今後当該領域に従事する可能性のある看護師の受講を推進する観点から、制度の周知をはじめとした具体的な推進策を示す。併せて、医師の不足が見込まれる領域などにおいて、当該研修を修了した看護師の更なる活用を促進すべく、当該5領域以外でパッケージ化に適する領域の有無、現行のパッケージ研修修了者数目標の妥当性について引き続き検証・検討する。</p> <p>b 医師や病院経営者等医療関係者に対し、「特定行為に係る看護師の研修制度」の研修修了者（以下「特定行為研修修了者」という。）が具体的にどのように活用されているか等の好事例を示し、継続的に制度の周知を行う。</p> <p>c 特定行為研修修了者数の伸び悩み及び特定行為研修修了者就業者数の地域差の背景・要因を掘り下げて検証し、効果的な方策を講ずる。</p> <p>d 上記原因の分析に当たっては、特に在宅医療領域において特定行為研修修了者数が伸び悩んでいる原因を徹底的に分析し、当該領域特有の課題の解決に向けて、在宅医療領域に特化した仕組みを検討する。</p> <p>e 指定研修機関となるための申請書類の簡素化等を通じて、指定研修機関を増やすための対応を検討する。</p> <p>f 平成31 年4月の研修内容の見直し後の状況を踏まえつつ、発生し得る様々な事態における状況判断から必要な手技までトータルで行う能力付与に力点を置く観点から、「臨床推論」のウエイトを抜本的に高めるなど、研修内容の見直しについて引き続き検討する。</p> <p>g 本研修制度の利用を十分に拡充するため、特定行為研修修了者の配置等に対する診療報酬上の評価を含めた促進策をさらに実施する。</p> <p>h 特定行為研修修了後も、医療の進歩に合わせた技能の習得・向上が必要不可欠であることを踏まえ、特定行為研修修了者の活動の場で行われる症例検討、手順書の見直し等の特定行為研修修了者の研鑽に向けた取組に対する支援策を検討する。</p>	<p>a,b: 令和2年度措置(aの検証・検討事項については令和2年度以降継続的に検討)</p> <p>c: 令和2年度検討・結論、令和3年度措置</p> <p>d,e: 令和2年度検討・結論</p> <p>f: 令和2年度以降継続的に検討</p> <p>g: 令和2年度検討開始、令和3年度結論・措置</p> <p>h: 令和3年度検討・結論</p>

# 規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）（主な医療関係箇所抜粋）②

## II 分野別実施事項 4. 医療・介護分野 (2)医療・介護関係職のタスクシフト

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期
2	救急救命士の活用	<p>a 救急救命士が医療機関内でも救急救命処置を実施できるよう、救急救命士法（平成30年法律第36号）改正法案の国会提出に向けて対応するとともに具体的な活動場所を明らかにする。</p> <p>b a)に基づく拡大後の実施状況を踏まえつつ、必要なメディカル・コントロール体制の在り方を検討した上で救急救命士の活動場所をさらに拡大すること及び特定行為の拡充についても継続的に検討を行う。</p>	<p>a: 令和2年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置</p> <p>b: 令和3年度検討開始</p>
4	介護現場における介護職員によるケア行為の円滑的な実施	「医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について（通知）」（平成17年7月26日厚生労働省医政局長通知）に記載のない行為のうち、介護現場で実施されることが多いと考えられる行為を中心に、医行為ではないと考えられる行為を整理した上で、当該行為は介護職員が実施できる旨を関係者に周知する。その上で、介護職員がそれらの行為を安心して行えるよう、ケアの提供体制について本人、家族、介護職員、看護職員、主治医等が事前に合意するプロセスを明らかにする。	令和2年度検討開始 結論を得次第速やかに措置

## II 分野別実施事項 2. 雇用・人づくり分野

### (9)福祉及び介護施設における看護師の日雇派遣に関する検討

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期
12	福祉及び介護施設における看護師の日雇派遣に関する検討	厚生労働省は福祉及び介護施設への看護師派遣について、令和元年度の調査結果を踏まえ令和2年に検討を開始する。その上で労働政策審議会での議論を行い、速やかに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	令和2年検討開始、速やかに結論・措置